

## 第4章 いのち支える自殺対策における取組

### 1 自殺対策の基本理念

#### (1) 基本理念

自殺は突発的な行為ではなく、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神疾患等の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立・孤独などの様々な社会的要因があるとされています。そのため、地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで一人一人の大切ないのちをみんなで支え合い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、本市の取組を推進していきます。

### いのち支えあう「志」のまち志布志

#### (2) 施策の体系

第2次計画では、第1次計画の評価結果や、住民意識調査結果を踏まえるとともに、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」及び地域の特性に応じた対策とされる「重点施策」をもとに、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策が推進される取組を整理し、基本施策と重点施策について以下のように変更しました。また、新たな「自殺総合対策大綱」において示された新規項目についても基本施策、重点施策それぞれに追加しました。

新たに加わった取組については、〈追加〉と記載されています。

#### 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 子ども・若者に対する取組の充実
- (6) 女性に対する取組の充実

#### 重点施策

- (1) 高齢者の自殺防止・予防に向けての取組の推進
- (2) 生活困窮者への生活支援と自殺防止の連動
- (3) 勤務・経営問題に関わる自殺防止の推進

#### 生きる支援関連施策（一覧）

## 2 SDGsとの関連

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開する必要があります。この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

SDGsのゴール3「すべての人に健康と福祉を」では、自殺による若者の死亡率を減少させる目標が設定されています。自殺を防ぐためには、周りの人の気づきや支援が必要です。SDGsのゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」で、次世代を担う子どもたちを守っていきます。



### 3 評価指標

取組の達成状況を評価するため、評価指標を設定します。

施策	取組内容	評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)	
基本施策	1	志布志市健康づくり推進協議会における推進	会議開催数	年1回	年1回以上
		志布志市自殺対策ネットワーク会議	会議開催数	年2回	年2回以上
		志布志市自殺対策推進本部の設置	会議開催数	年1回	年1回以上
		民生委員・児童委員定例会における普及啓発	定例会におけるゲートキーパー養成講座	-	3年に1回以上
	2	市役所管理職・職員向けゲートキーパー研修	職員のゲートキーパー受講率	88.99%	95%
		市民向けゲートキーパー養成講座	住民意識調査にて「ゲートキーパーについて聞いたことがある」と回答した市民の割合	-	33.3%
	3	広告媒体を活用した啓発活動	住民意識調査で「自殺予防週間や自殺対策強化月間について聞いたことがある」と回答した市民の割合	-	66.7%
		住民向け出前講座の実施	住民意識調査で「講演会や講習会に参加したことがある」と回答した市民の割合	8.8%	15%
	4	こころの健康づくり相談会	心の健康づくり相談会開催数	年7回	年7回以上
	5	中学生等若年層向けゲートキーパー養成講座の実施	中学生向け SOS 出し方教育実施数 (ゲートキーパー養成講座を含む)	各中学校 年1回	各中学校 年1回
6	ママのほっとカフェ	ママのほっとカフェ開催数	月1回	月1回以上	
重点施策	1	生涯学習・障害スポーツの推進	高齢者学級開催数	月1回以上 (6月~11月)	月1回以上 (6月~11月)
	2	生活困窮者支援調整会議	生活困窮者支援調整会議	月1回	月1回
	3	市民向けゲートキーパー養成講座	企業向けゲートキーパー養成講座開催数	年1回	年3回

### 4 基本認識

本市における自殺対策は、次のような基本認識に基づいて取り組めます。

#### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このような様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたり、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっており、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。

#### (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。

国では、平成19年6月に「自殺総合対策大綱」を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進しています。

この大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、自殺対策基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となっています。この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていませんが、先述したとおり、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となりました。さらに、我が国の人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）はG7諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、特に、自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられることや、不規則な学校生活を強いられ、行事や部活動が中止や延期となったりすることなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて、対策を講じる必要があります。

(4) 地域レベルの実践的な取組についてPDCAサイクルを通じて推進する。

自殺対策基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年に同法が改正され、市町村は、大綱及び都道府県の計画並びに地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定することとされました。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供するとともに、その政策パッケージにより市町村等が実施した自殺対策事業の成果等を分析し、政策パッケージの改善を図り、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなりました。このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通して、自殺対策を常に進化させながら推進していく必要があります。

5 基本方針

基本理念の実現を目指して、自殺対策における基本認識を踏まえ、次のような基本方針の下に総合的な対策に取り組みます。

基本方針	
1	生きることの包括的な支援として推進
2	関連施策との有機的な連携による総合的な取組
3	対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4	実践と啓発を両輪とした推進
5	関係者の役割の明確化とその連携・協働の推進
6	自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮



### (1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な取組

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする必要があります。

### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象に、「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

#### (4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、サインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、専門家と協力しながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

#### (5) 関係者の役割の明確化とその連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市区町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人一人と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。「いのち支えあう「志」のまち志布志」の実現に向けては、この地域社会で暮らす私たちが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

#### (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組むことが重要です。



## 6 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、地域の多様な関係者が連携・協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る医療、保健、生活、労働、教育等、様々な関係機関の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

#### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内 容	所管・ 関係機関	該当する SDGs
1	【志布志市健康づくり推進協議会における推進】 関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。	保健課	目標3 目標17
2	【志布志市自殺対策ネットワーク会議における推進】 自殺対策に係る関係機関が主体となった実務者会議であり、自殺対策に係る関係機関の情報交換や情報共有、自殺対策の推進等を協議します。	保健課 福祉課	目標3 目標17
3	【志布志市自殺対策推進本部の開催】 市長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、市長の強いリーダーシップの下、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組みます。	保健課	目標3 目標17
4	【民生委員・児童委員定例会における普及啓発】 民生委員・児童委員を参集する会議において、ゲートキーパーの役割等について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。	福祉課	目標3 目標17
5	【地域づくりに向けた支援】〈追加〉 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を行います。	福祉保健課 福祉課 保健課	目標3

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材養成・関係機関の相談員の資質向上を図ります。

### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	該当するSDGs
1	<p>【市役所職員向けゲートキーパー研修の開催】</p> <p>窓口業務や相談、徴収業務等の際に、リスクのある人の早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な組織意識を高めるため、管理職を含め、全職員を対象とした研修会を開催します。</p>	保健課 総務課	目標3 目標4
2	<p>【市民向けゲートキーパー養成講座の開催】</p> <p>市民、中小企業等に向けて、ゲートキーパー（心のサポーターを含む）やメンタルヘルスに関する研修会を開催します。</p>	保健課	目標3 目標4

#### ○「ゲートキーパー」について

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」「どこに相談に行ったらよいかわからない」

「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。周囲が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることです。

（内閣府「ゲートキーパー養成研修用テキスト」より）

#### ○「心のサポーター」について

心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる人のことを指し、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与するとともに、メンタルヘルス不調等の予防、さらには早期介入に繋がることが期待されています。

（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター  
公共精神健康医療研究部ホームページより）



### (3) 市民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場、学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根強く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動を進めます。

#### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	該当するSDGs
1	<p>【広告媒体を活用した啓発活動】</p> <p>市のホームページにおいて、セルフチェックができる専門サイト（こころの体温計）へのリンクや自殺の多い期間に自殺対策の情報を掲載するなど、内容を充実して啓発活動を強化します。</p>	保健課	目標3
2	<p>【出前講座やイベント等での啓発活動の実施】</p> <p>サロンや出前講座等において、メンタルセルフケアの方法や自殺予防に関する講座を実施し、こころの健康について啓発します。</p> <p>また、イベント会場において、相談コーナーの開設を行い、啓発を強化します。</p>	保健課	目標3 目標4
3	<p>【図書館での「こころの健康関連コーナー」の開設】</p> <p>市立図書館にこころの健康に関する図書コーナーを開設し、こころの健康に関する市民の理解促進を図ります。</p>	生涯学習課	目標3
4	<p>【自殺予防週間による街頭キャンペーンへの参加】</p> <p>自殺予防週間に自殺予防に関するチラシ等の配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。</p>	志布志保健所 保健課 福祉課	目標3
5	<p>【リーフレットの作成と配布】〈追加〉</p> <p>生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを作成し、市役所や関係機関で配布します。</p>	保健課 全庁的に実施	目標3

#### (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、生活上の困り事を察知し、関係者連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺された人への支援や孤立を防ぐための居場所づくり、うつ等のスクリーニング事業などを進めていきます。

##### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	該当するSDGs
1	【うつ等のスクリーニングの充実】 特定健結果報告会会場で、スクリーニングを実施し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、支援につなげます。	保健課	目標3
2	【こころの相談会の実施】 悩みを抱えている本人やその周りの人が専門家に気軽に相談できる相談会を実施します。	保健課	目標3
3	【生活における困りごとの相談の拡充】 それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい等）に対して、庁内で相談受付・連絡票を活用し、関係機関と連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。	全庁的に実施 社会福祉協議会	目標3
4	【身体の病気に関する悩みに対する支援】 生活習慣病、難病、がん、認知症といった健康問題の背景にうつ病などの精神疾患が隠れている場合があることから、地域の医療機関やその他の関係機関と連携し、身体面・経済面などの不安の軽減を図ります。	保健課 福祉課 地域包括支援センター 志布志保健所	目標3
5	【無料法律相談会の実施】 悩みを抱えた住民に対し、司法書士会が主催する相談会を案内します。	総務課 司法書士会	目標3
6	【自殺未遂者への支援】 自殺未遂者及びその家族が、安心して地域で生活できるよう相談機関へつなげます。	志布志保健所	目標3
7	【遺された人への支援】 自死遺族等の会「こころ・つむぎの会」の案内を行います。	志布志保健所	目標3
8	【相談支援】〈追加〉 本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援を行います。	福祉保健課	目標3
9	【参加支援】〈追加〉 既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯の課題に対応するため、地域資源を活用して社会とのつながりを回復する支援を行います。	福祉保健課	目標3

### (5) 子ども・若者に対する取組の充実

我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和4年の小中高生の自殺者数が514人と過去最高となりました。

また、住民意識調査の結果では、睡眠時間が7時間未満の中学生は6割程度となり、5割近くが睡眠不足を感じていると回答しています。睡眠不足や休養を十分にとれていないと思っている人では、不満や悩み、ストレスを感じたことのある割合が高くなっています。

このため、子ども・若者が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育、メンタルヘルスの大切さや相談機関周知等を強化していくとともに、学校や家庭、地域などの多様な関係者の連携が求められます。

令和4年10月に策定された新しい国の自殺対策大綱においては、子ども・若者の自殺対策をさらに推進することは引き続き重点施策の一つとして位置づけられており、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていくうえで極めて重要な取組といえます。



◆主な取組・担当部署◆

No.	内 容	所管・ 関係機関	関連する SDGs
1	【SOSの出し方に関する教育の実施】 小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、 困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機 関にすぐに相談できるよう、具体的かつ実践的な教育を行 います。	学校教育課 保健課	目標 3 目標 4
2	【教職員向け研修の実施】 管理職研修会、生徒指導等担当研修会、養護教諭等研修 会において、児童生徒が出したSOSについていち早く気 づき、どのように受け止め対応するかについて研修を行 います。	学校教育課	目標 3 目標 4
3	【学校への専門家派遣】 各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワ ーカー、教育相談員を派遣し、学校生活や家庭生活、心の 健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	学校教育課	目標 3 目標 4
4	【中学生等若年層向けゲートキーパー養成講座の実施】 中学生等に対し、友人や知人が出したSOSのサインに いち早く気づき、どのように受け止め対応するかにつ いて、理解を深めるための研修会を実施します。	保健課 学校教育課	目標 3 目標 4
5	【ゲートキーパーの養成研修会の実施】 志布志市内の若年層に対し、不安や悩みを抱えた身近な 友人や知人に気づき、適切な相談先につなげることや自身 の援助希求能力、ストレス対処方法を学ぶための研修会を 実施します。	志布志保健所	目標 3 目標 4
6	【ふれ愛セミナー】〈追加〉 妊婦体験や乳児とのふれあいなどの体験活動や助産師の講 話を通して、生命の尊さや多様なセクシュアリティを学び、 将来なりたい自分をイメージし、自分の健康への関心を高 め、生涯を通じた健康づくりが行なえるよう支援します。	保健課	目標 3 目標 4
7	【土曜学習教室事業】〈追加〉 貧困家庭、ひとり親家庭等の子どもたちに対して、学習 機会の提供を行うことで学習能力の維持、向上を図り、居 場所となるよう事業を実施します。	学校教育課	目標 4



## (6) 女性に対する取組の充実

住民意識調査の結果では心に何らかの負担を抱えている状態は、男性より女性の割合が高く、「本気で自殺を考えたことがある」と回答した人の割合は、男性よりも女性の方が高い状況があります。

自殺未遂者は自殺のリスクが高いため、継続的な支援とフォローアップにより再企図を防ぐことが重要です。また、妊産婦等、女性特有の視点も踏まえ、各関係機関と連携しながら、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添った自殺対策を講じていく必要があります。

### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	関連するSDGs
1	【母子健康手帳の交付】〈追加〉 母子健康手帳の交付の機会を活用し、妊婦全数面接を行い、母親の心身の健康状態を把握し、医療機関と連携し必要な支援を行います。	保健課	目標3
2	【産婦健康診査事業における医療機関との連携】〈追加〉 産後うつ予防など産後の初期段階における母子に対して、健診結果を参考に早期に介入し、母親の心身の健康状態を把握し、医療機関と連携を図り必要な支援を行います。	保健課	目標3
3	【母子全戸訪問の実施】〈追加〉 出産後2か月までに産婦・乳児訪問を実施し、子育ての悩みや不安の解消を行います。	保健課	目標3
4	【ママのほっとカフェの実施】〈追加〉 妊産婦の不安や生活上の困りごと等を軽減し、母親同士の仲間づくりを促すことで、安心して妊娠期や育児に臨めるよう、助産師や保健師、保育士など専門職が支援します。	保健課	目標3
5	【女性相談室及び女性専用相談フリーダイヤル】〈追加〉 配偶者やパートナーからの暴力についての相談・支援を行います。	コミュニティ推進課	目標3
6	【働きたいママのための再就職セミナー&お仕事相談カフェの実施】〈追加〉 再就職を考えている女性に対してセミナーを開催すると共に、育児サポート制度のある市内企業の説明会を行います。	港湾商工課	目標8



## 7 重点施策

本市においては、平成30年から令和4年までの5年間で、21人が「健康問題」を、次いで11人が「経済・生活問題」を、9人が「家庭問題」を動機の一つとして自殺で亡くなっています。

また、国が作成した本市の「地域自殺実態プロファイル2022」においては、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」に係る自殺対策の取組が重点課題であるとして推奨されていることを踏まえ、次のとおり、本市における3つの重点施策を推進していきます。

### (1) 高齢者の自殺防止・予防に向けての取組の推進

本市では、平成29年から令和3年までの全ての自殺者のうち60歳以上の割合は、52.7%となっており、非常に高い割合となっています。

本市の自殺者の原因・動機については、健康問題が最も多く、3割を超えています。特に、高齢者の場合は、身体疾患の悩みとともに、社会的役割の喪失感や孤独感などが加わる結果と考えられます。

○ 国による本市の地域自殺実態プロファイル2022では、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

- ◎男性60歳代以上、無職、家族と同居（平成29年から令和3年まで 7人）
- ◎男性60歳代以上、無職、独居（平成29年から令和3年まで 5人）
- ◎女性60歳代以上、無職、家族と同居（平成29年から令和3年まで 6人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

- 失業（退職）⇒生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患⇒自殺
- 失業（退職）＋死別・離別⇒うつ状態⇒将来生活への悲観⇒自殺
- 身体疾患⇒病苦⇒うつ状態⇒自殺

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援として自殺対策の推進を図ります。



## 第4章 いのち支える自殺対策における取組

### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	関連するSDGs
1	【地域ケア会議の実施】 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、支援者（民生委員、住民、介護事業所等）が集まり、個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	地域包括支援センター	目標3 目標17
2	【地域での気づきと見守り体制の強化】 地域の身近な支援者（民生委員、民間企業、事業所等）が、様々な悩みのために自殺のリスクを抱えている高齢者を早期に発見し、適切な支援機関につなぐとともに、その後の見守りを続けていく体制を構築します。	保健課 福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会	目標3 目標17
3	【介護問題を抱える家族の支援体制の構築】 介護ストレスを抱える家族の悩みを聴き、支援者が寄り添い、悩みの解決を目指します。	保健課 地域包括支援センター	目標3
4	【うつ等のスクリーニングの充実（再掲）】 特定健診結果報告会でスクリーニングを実施し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、支援につなげます。	保健課	目標3
5	【認知症初期集中支援事業の実施】 認知症が疑われる、又は認知症の症状があり、医療機関や介護サービスへつながっていない方に対して、専門スタッフで構成されたチームが訪問し、本人や家族に合わせたサポートを行います。	地域包括支援センター	目標3
6	【地域コミュニティづくりの推進】 高齢者が地域の人との交流等により生きがいを感じられるよう、地域の行事やサロン、ころぼん体操等の居場所への参加を勧め、必要なときに適切な支援につなげられるよう取組を進めます。	保健課 地域包括支援センター 社会福祉協議会	目標3
7	【オレンジほっとカフェの推進】 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、互いに交流できる居場所づくりを支援します。	保健課 地域包括支援センター	目標3
8	【生涯学習・生涯スポーツの推進】 高齢者が生涯にわたって学習意欲を持ち、自己実現を支援することを目的に「高齢者学級」、「生涯学習講座」や「まちづくり出前講座」を開設し、高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくり等を支援します。	生涯学習課	目標4
9	【高齢者虐待防止ネットワーク協議会】〈追加〉 関係者が連携し虐待の防止や早期発見に努め、高齢者や養護者を支援します。	福祉課 地域包括支援センター	目標3
10	【ごみ出し・ごみ分別支援時の支援へのつながりの実施】〈追加〉 本人や家族、民生委員などを通じてごみ出し・ごみ分別の相談があり、訪問調査の際にごみ以外の生活課題を把握したケースについては関係機関と連携して支援します。	市民環境課	目標6 目標3

## (2) 生活困窮者への生活支援と自殺防止の連動

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。また、国の自殺実態プロファイルでは、本市の自殺対策の重点パッケージとして、「生活困窮者」の対策を推奨しています。

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

○ 国による本市の自殺実態プロファイル 2022 では、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

◎男性 60 歳代以上、無職、家族と同居（平成 29 から令和 3 年まで 7 人）

◎男性 60 歳代以上、無職、独居（平成 29 から令和 3 年まで 6 人）

◎男性 40～59 歳、無職、独居（平成 29 から令和 3 年まで 3 人）

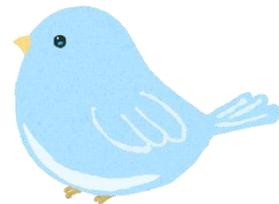
背景にある主な自殺の危機経路の例

失業（退職）⇒生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患⇒自殺

失業⇒生活苦⇒借金＋家族間の不和⇒うつ状態⇒自殺

失業⇒生活苦⇒借金⇒うつ状態⇒自殺

生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺にいたらないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。



## 第4章 いのち支える自殺対策における取組

### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内 容	所管・ 関係機関	関連する SDGs
1	【包括的な相談支援体制の充実】 生活の困りごとについて、相談者やその家族が抱える問題を相談受付・連絡票を活用し、必要に応じ適切な支援先につなげます。	福祉保健課 全庁 社会福祉協議会 そお地区障がい者等 基幹相談支援センター	目標3
2	【生活困窮者支援調整会議の開催】 市民の相談に当たる関係機関が連携して対策を検討し、支援を継続します。	福祉課 社会福祉協議会	目標3
3	【無料法律相談会の実施】（再掲） 多重債務等悩みを抱えた住民に対し、司法書士会が主催する相談会を案内します。	総務課 司法書士会	目標3
4	【消費生活相談の実施】 消費生活上のトラブルに関しての相談を受けて、支援につなげます。	消費生活センター 港湾商工課	目標3
5	【就労準備の支援】〈追加〉 一般就労に向けた準備が整っていない方を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	福祉課	目標3



### (3) 勤務・経営問題に関わる自殺防止の推進

本市では、平成29年から令和4年までの全ての自殺者のうち勤務・経営の割合は42.9%となっており、高い割合となっています。

○ 国による本市の自殺実態プロファイル2022では、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

◎男性40～59歳、有職、家族と同居（平成29年から令和3年まで 6人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

配置転換⇒過労⇒職場の人間関係の悩み+仕事の失敗⇒うつ状態⇒自殺

働く世代は、心理的にも社会的にも、また経済的にも負担を抱えることが多く、こころの健康を損ないやすい状況にあります。精神・経済・社会的な視点での包括的な取組を推進します。

#### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	関連するSDGs
1	【相談支援体制の充実】 失業、倒産、多重債務等の悩みについて、相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じ適切な支援先につなげます。	社会福祉協議会	目標8
2	【就職説明会の実施】 求職者が効率的に企業情報の収集ができるよう、企業説明会を実施します。	港湾商工課 大隅公共職業安定所	目標8
3	【創業及び経営相談の実施】 創業や経営に関する悩みや事業継承についての相談に応じます。	港湾商工課	目標8
4	【雇用促進運営協議会の実施】 雇用促進事業に取り組んでいる大隅公共職業安定所や志布志市シルバー人材センター等、各種団体が集まり、雇用に関する施策の推進や労務の強化促進を図ります。	港湾商工課	目標8
5	【リワーク事業の実施】〈追加〉 気分障害などの精神疾患を原因として休職している労働者に対し、職場復帰に向けたリハビリテーションを実施します。	そお地区障がい者等基幹相談支援センター	目標3
6	【ひとり親家庭への資格取得の支援】〈追加〉 ひとり親家庭の親に対し、資格取得のために資金面での支援を行い、必要に応じ関係機関への相談につなげます。	福祉課	目標3 目標8
7	【市民向けゲートキーパー養成講座の開催】（再掲） 市民、中小企業等に向けて、ゲートキーパー（心のサポーターを含む）やメンタルヘルスに関する研修会を開催します。	保健課	目標3 目標4